

まちづくりニュース

南岩国駅前地区においては、昭和29年に土地区画整理事業が都市計画決定されて以降、長期未着手となっていることから、土地区画整理事業について見直しを進めているところです。

今回の意見交換会では、「土地区画整理事業の廃止」「土地区画整理事業に代わる新たなまちづくり方針」について説明を行い、皆様からご意見を伺いました。その説明内容と会場でいただいた主なご意見等について、お知らせします。

「南岩国駅前地区まちづくり意見交換会（第2回）」を行いました

- 開催日： 令和3年2月5日（金）・6日（土）各2回
- 場所： 南岩国供用会館
- 出席人数： 5日 20名（15時～ 14名、19時～ 6名）
6日 17名（10時～ 8名、14時～ 9名）
- 意見交換会内容
 - ①土地区画整理事業の廃止について
 - ②今後のまちづくりの方針について
 - ③今後のスケジュールについて

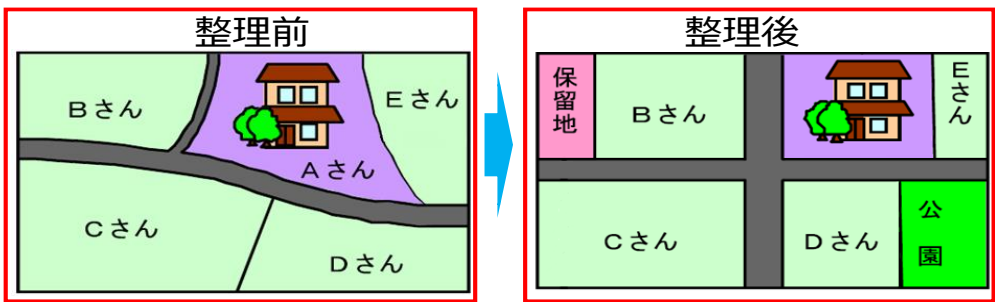


※当日配布資料については、市ホームページにて閲覧できます。

土地区画整理事業の廃止について

土地区画整理事業とは

土地区画整理事業とは、土地の形を変更・再配置することで、道路・公園等の公共施設を整備し、まち全体を使いやすくする事業です。



事業を実施すれば、皆様の土地についても、利用しやすい宅地となりますが、県内の近隣市での実績によりますと、

- およそ **20%から 30%程度の土地の提供**をいただいている
- 同規模では、施行期間がおよそ **30 年程度** となっています。

都市計画決定当時と現在

都市計画決定当時は、**地区内のほとんどが農地**であるのに対し、現在は、地区内の人口及び世帯数も増加し、**市街地の形成が進んでいます**。

都市計画決定当時【昭和29年】



現在



土地区画整理事業の**実現性・必要性**は、都市計画決定当時と比較し、**低下している**ことが分かります。

区域内の建築制限



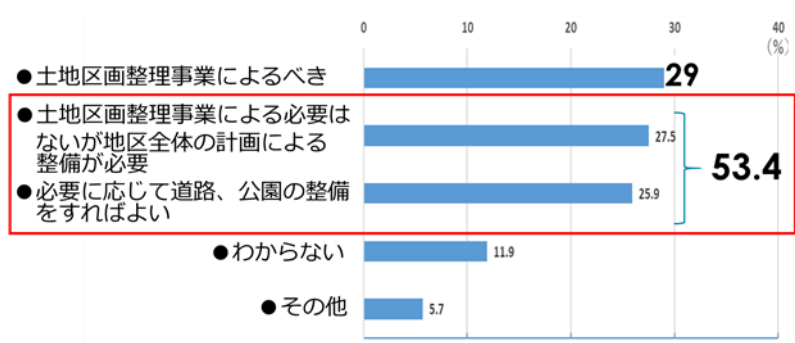
南岩国駅前地区土地区画整理事業区域内において、

- ・ **三階建て以上の建物**
- ・ **地階を有する建物**
- ・ **鉄筋コンクリート造りの建物**

については、原則建てる事が出来ないという**制限**がかかっており、長期未着手であることからまちの発展の支障となっています。

土地区画整理事業に対する皆様のご意見

平成 30 年に実施したアンケート調査で、「今後のまちづくりの進め方」について、皆様からご意見をいただきました。



「他の手法によるまちづくりでもよい」と**5割**を超える方が意向を示しています。

以上のことに加え、全国的にも長期未着手となっている土地区画整理事業の見直しが進められていることなどから、

土地区画整理事業を廃止し、現在のまちなみを活かしたまちづくりを進めていきたいと考えております。